公益財団法人宮崎県老人クラブ連合会定款

第１章　総　　則

（名　称）

第１条　この法人は、公益財団法人宮崎県老人クラブ連合会と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を宮崎県宮崎市に置く。

第２章　目的及び事業

（目　的）

第３条　この法人は、老人クラブ活動を通じて高齢者の生きがいと健康づくりに資する活動並びに地域を豊かにする社会活動を行い、高齢者福祉の向上と地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

（事　業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　老人クラブを育成指導する事業
(2)　老人クラブの指導者を養成する事業
(3)　高齢者の健康づくりを推進する事業
(4)　高齢者の創作活動を推進する事業
(5)　地域文化を伝承する事業
(6)　地域を支える奉仕活動を推進する事業
(7)　高齢者福祉増進のために啓発、提言する事業
(8)　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　資産及び会計

（財産の種別）

第５条　この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の２種類とする。

２　基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

３　その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

（基本財産の維持及び処分）

第６条　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業年度）

第７条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第８条　この法人の事業計画書、収支予算書、その他法令で定める書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第９条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

⑴　事業報告

⑵　事業報告の附属明細書

⑶　貸借対照表

⑷　損益計算書（活動計算書）

⑸　貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書

⑹　財産目録

２　前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

⑴　監査報告

⑵　理事及び監事並びに評議員の名簿

⑶　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

⑷　運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類

【削　除】

第４章　評議員

（評議員）

第 10 条　この法人に、評議員１５名以上２０名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第 11 条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

２　評議員を選定する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1)　各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が総数の３分の１を超えないものであること。

ア　当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族

イ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ　当該評議員の使用人

エ　イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

オ　ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ　イからエに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2)　他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が総数の３分の１を超えないものであること。

ア　理事

イ　使用人

ウ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①　国の機関

②　地方公共団体

③　独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人

④　国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は

同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

⑤　地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人

⑥　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第４条第１項第８号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

３　評議員は、この法人の理事又は監事もしくは使用人を兼ねることができない。

（任　期）

第 12 条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第 13 条　評議員は無報酬とする。

２　評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第５章　評議員会

（構　成）

第 14 条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権　限）

第 15 条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1)　理事及び監事の選任又は解任

(2)　理事及び監事の報酬等の支給の基準

(3)　各事業年度の事業計画及び予算の承認

(4)　貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の承認

(5)　定款の変更

(6)　残余財産の処分

(7)　基本財産の処分又は除外の承認

(8)　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）

第 16 条　評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後３箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招　集）

第 17 条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

２　評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議　長）

第 18 条　評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員の中から互選により選任する。

（決　議）

第 19 条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1)　監事の解任

(2)　定款の変更

(3)　基本財産の処分又は除外の承認

(4)　その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。

（決議の省略）

第 20 条　理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第 21 条　理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告

があったものとみなす。

（議事録）

第22条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　評議員会の議長は、前項の議事録に記名押印する。

第6章　役　　員

（役員の設置）

第23条　この法人に、次の役員を置く。

(1)　理事　７名以上１０名以内

(2)　監事　３名以内

2　理事のうち１名を会長、４名以内を副会長、１名を常務理事とする。

3　前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般社団・財団法人法上の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第24条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2　会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3　監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第25条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3　副会長は、この法人の運営に関し会長を補佐し、必要に応じて会長に助言する。

4　会長及び常務理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第26条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第27条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

３　任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第28条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（報酬等）

第29条　理事及び監事は、無報酬とする。但し、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第５条第１５号に規定する理事及び認定法第５条第１６号に規定する監事については、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

２　理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

（損害賠償責任の免除）

第30条　この法人は、一般社団・財団法人法第198条で準用する同法第114条第１項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

（顧　問）

第31条　この法人に、任意の機関として、１名以上３名以下の顧問を置くことができる。

２　顧問は、次の職務を行う。

(1)　会長の相談に応じること。

(2)　理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

(3) 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
(4) 顧問の報酬は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 理 事 会

(構 成)
第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)
第33条 理事会は、次の職務を行う。
(1) この法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招 集)
第34条 理事会は、会長が招集する。
2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)
第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決 議)
第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)
第37条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異義を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)
第38条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
2 前項の規定は、第26条第4項の規定による報告には適用しない。

（議事録）

第 39 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第８章　事務局

（事務局）

第 40 条　この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

２　事務局には、事務局長及び所用の職員を置く。

３　事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免し、その他の職員は会長が任免する。

４　事務局の組織その他必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める事務局規程による。

第９章　会　員

（会　員）

第 41 条　この法人の主旨に賛同する個人又は団体を会員とすることができる。

２　会員に関する必要な事項は、理事会の決議による別に定める会員に関する規程による。

第 10 章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 42 条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2　前項の規定は、この定款の第３条、第４条及び第 11 条についても適用する。

（解　散）

第 43 条　この法人は、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第 44 条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から１箇月以内に、認定法第５条第 20 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（剰余金）

第 45 条　この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

（残余財産）

第 46 条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第５条第 20 号に掲げる法人又は国若しくは地公共団体に贈与するものとする。

第 11 章　公告の方法

（公告の方法）

第 47 条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章　情報公開等

（情報公開等）

第 48 条　この法人は、公益事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

第 13 章　補　則

（委　任）

第 49 条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　則

１　この定款は、一般社団法人及び財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２　一般社団法人及び財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第７条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事　小倉　豊　　杉野初明　　田中茂芳　　倉掛喜有　　河野タエ　　小川順平

森山勇二　　黒木　弘　　黒木光男　　髙橋　博

監事　押領司　勲　　正ヶ峯征男　　上杉幸康

４　この法人の最初の会長は小倉　豊、常務理事は小川順平とする。

５　この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

柊山林一　　眞弓辰男　　山内正信　　前谷由忠　　緒方干城　　永山英男

飛田博温　　森松好幸　　佐伯正直　　新見秀澄　　髙尾日出夫　　田高一志

那須清重　　佐藤井野吉　　佐藤定儀　　山口敏雄　　佐伯　博　　大峯綾子

甲斐厚子　　矢野幸子

附　則

この定款は、令和７年４月１日から施行する。但し、認定法その他法令で経過措置が設けられている規定については、経過措置期間中は従前によることができる。